

「民都・大阪」フィランソロピー会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、「民都・大阪」の実現に向けて、多様な担い手が法人格の縦割りや営利・非営利の区分を越えて、一堂に集い、それぞれが公益活動を担う主体だということを再認識（共通のアイデンティティを形成）し、それぞれが公益活動を担う主体だという共通のアイデンティティのもとで、大阪の民の連携・協力によりその存在感を国内外に示す「核となる場」となることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会のための寄附や社会的投資等を通じた公益活動（以下「フィランソロピー」という。）の促進に向けた取組み全体の検討推進
- (2) 分科会の設置・廃止や情報発信の場としての大会の開催等
- (3) 法人格や営利・非営利の枠を超えた連携や協働の促進
- (4) フィランソロピー促進に向けた情報発信
- (5) 分科会における検討状況・成果の共有、具体化
- (6) 前条の目的を達するために必要と認める事項

(組織)

第4条 会議のメンバーは、次の各号のいずれかに該当する者で、会議の趣旨に賛同するものの中から会議において選任する。

- (1) 公益活動に関わる法人・団体の代表者等
- (2) 公益活動に関する有識者
- (3) 行政関係者
- (4) 会議において必要と認める者

(議長の選任等)

第5条 会議には議長を置き、会務を総理する。ただし、会議を開催する際に議長が不在のときは、予め議長が指名した者がその職務を代理する。

2 議長はメンバーの互選により定める。

3 議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 会議に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会議に功労のあった者又は学識経験者等で、議長が推薦し会議の承認を得た者とする。

3 顧問は会議の重要事項及び運営等に関して議長その他のメンバーの求めに応じ、又は会議に出席して必要な助言を行う。

(会議の運営)

第7条 会議は議長が招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議を書面又は電子メールにより開催することができる。

2 会議の議事は出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。ただ

し、第 11 条及び第 13 条における承認等については、出席メンバーの 3 分の 2 以上とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、顧問、分科会リーダーや、その他の関係者、有識者等の出席を求めることができる。

4 議事については、会議が開催された日時及び場所（メールによる開催の場合における当該開催の方法及び当該場所に存しないメンバーが会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに議事の概要を記載した議事要旨を作成し、公表するものとする。

（分科会）

第 8 条 フィランソロピー促進等に係る課題解決に向けた新たな仕組みや手法、連携等について具体的に検討するため、会議に分科会を置くことができる。

2 分科会にはリーダーを置き、分科会の事務を総理する。

3 分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任は会議で承認を得るものとする。

4 分科会メンバーは分科会リーダーが選任するものとし、分科会メンバーを選任したときは速やかに事務局まで届け出なければならない。

5 分科会リーダーは、会議の求めに応じて、分科会の開催状況等を会議に報告しなければならない。

（大会）

第 9 条 会議や分科会における活動等について広く情報発信するため、大会を開催する。

2 大会の開催に関する事項については、第 3 条第 2 号によるもののほか、議長が別に定める。

（報償金等）

第 10 条 会議の活動に係る報償金や旅費、費用等は、支給しない。

（解散）

第 11 条 会議は、会議の議決を経て解散する。

（事務局）

第 12 条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

（規約の改正）

第 13 条 この規約は、会議の承認を経て改正することができる。

（雑則）

第 14 条 その他会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規約は、2018 年 2 月 5 日から施行する。

2 第 12 条の事務局については、当面の間、大阪府・大阪市副首都推進局において担う。

附 則

この規約は、2019 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、2020 年 7 月 22 日から施行する。